

# 第11 非行防止・犯罪被害防止活動

## 1 少年警察ボランティア活動

### ○ 少年補導員 (800人)

地域における少年の非行防止と健全育成を図るため、地元警察署長の推薦に基づいて警察本部長が民間有志者や大学生等を少年補導員として委嘱している。

### ○ 少年指導委員 (79人)

少年を有害な風俗環境から守ることを目的として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、民間有志者等を岐阜県公安委員会が少年指導委員として委嘱している。

## 2 規範意識啓発活動

### ○ 中学・高校生によるMS (マナーズ・スピリット) リーダーズ活動への支援

警察では、少年の規範意識を高めるため、中学・高校生が自主的にボランティア活動等を行うMSリーダーズ(規範意識啓発活動推進委員)の活動を提唱しており、その活動を支援している。

高校生による活動は平成14年度から県内全域の高校で、中学生による活動は平成28年度から県内全域の中学校で活動を開始した。

令和6年度は、高校が実施校数111校(7,205人のMSリーダーズ)、中学校が実施校数149校(7,015人のMS Jリーダーズ)で、総勢14,220人が活動に参加し、学校ごとにそれぞれの特色を活かした活動を企画立案し、駅・公園等の環境美化、交通事故防止啓発などに取り組んだ。

## 3 非行防止・健全育成活動

### ○ 少年非行防止タウンミーティングの開催

次代の担い手である小・中学生が、携帯電話やインターネットの利用方法、いじめ問題、闇バイト問題など、少年が関わる身近な問題をテーマに取り上げ、お互いに意見交換を行うことで自らの行動を戒め、非行防止・犯罪被害防止につなげようと「少年非行防止タウンミーティング」を開催している。

令和6年は6回のタウンミーティングを開催し、中学生(180人)、小学生(98人)、少年警察ボランティア等(186人)が参加し、総勢464人が意見交換等を行った。

### ○ 薬物乱用防止広報車の活用

少年非行防止講話、街頭キャンペーン、広報啓発活動等に薬物乱用防止広報車「わかば」を活用し、少年の薬物乱用の実態を正しく伝え、規範意識の啓発と薬物根絶気運の高揚を図っている。

### ○ 非行防止講話・薬物乱用防止教室等の開催

警察では学校等関係機関と連携し、小学校、中学校、高校等において「非行防止講話」や「薬物乱用防止教室」を継続的に開催し、少年の規範意識の啓発を図っている。



薬物乱用防止教室の様子

## 令和6年中の非行防止講話・薬物乱用防止教室の開催状況

	対象校数	実施校数	実施率(%)	実施回数	受講者数
小学校	340	62(1)	18.2	74	11,133
中学校	180	76(3)	42.2	99	28,063
高校	87	63	72.4	86	40,160
特別支援学校	23	3	13.0	4	274
合計	630	204(4)	32.0	263	79,630

(注) ( )内は義務教育学校数

- **児童・生徒が使用するスマートフォン等に係るフィルタリング普及促進100%に向けた取組**  
令和6年中は、携帯電話等販売店に対し、契約時における使用者確認(青少年使用の有無)とフィルタリングの説明と推奨について92回要請したほか、児童・生徒やその保護者等に対し、情報モラル教室等においてフィルタリングの導入、利用を促している。
- **少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援活動**  
令和6年中は、236人の少年を含む延べ669人が活動に参加し、少年警察ボランティア等と連携しながら、スポーツ交流等の活動を計13回行った。
- **少年のいじめ・自殺予防に向けた取組**  
いじめや自殺等の未然防止やその兆候を早期に発見するために、夏休み明けにJR岐阜駅構内に臨時の少年サポートセンター相談室を開設し、相談を受理するとともに相談窓口の周知を図った。
- **「闇バイト」に加担させないための取組**  
全国的に、SNSにおいて「闇バイト」などの文言で強盗や特殊詐欺などの実行犯を募り、アルバイト感覚で応募した少年が犯罪に加担して検挙される事案が社会問題となっていることから、中学校、高校、大学等における少年等の心に響く非行防止講話の開催や、街頭広報啓発活動による少年相談窓口や少年サポートセンターの役割の周知を図っている。  
令和6年12月6日に、岐阜県教育委員会等と「少年をいわゆる「闇バイト」に加担させないための連絡会議」を開催し、令和7年度に、県内の全公立高校と特別支援学校の高等部全校で警察官又は少年育成支援官による「闇バイト」防止に関する講話を実施するほか、中・高校生を対象とした標語の募集や、全公立高校生への啓発動画の配信など対策に取り組んでいく方針。  
また、「闇バイト」の手口や事例等を集約した事例集「犯罪実行者募集の実態」(警察庁作成)や闇バイト防止リーフレットをホームページに公開し、学校関係者や保護者等にも広報啓発している。

## 4 少年の福祉を害する犯罪への対策

- **「生命(いのち)を守る安全教室」の推進**  
学校関係者と連携し、幅広い年齢の児童・生徒を対象に「生命(いのち)を守る安全教室」と題した非行・被害予防教育を実施し、誰もが大切にされる存在であり、自分だけでなく相手の生命も大切にしようというメッセージを伝えている。
- **情報モラル教育の推進**  
青少年によるインターネットを利用した非行やSNSに起因する犯罪被害防止のため、児童・生徒やその保護者等に対する情報モラル教育を実施している。
- **サイバーパトロールの推進**  
インターネット空間に氾濫する違法・有害情報の発見、注意喚起等を行うサイバーパトロールを実施している。  
援助交際や家出少年の宿泊先の提供・募集等の不適切な書き込みに対して、注意喚起・警告メッセージを送信し、被害の未然防止に努めている。



注意喚起メッセージへの添付画像